

お知らせ 生ごみ電動処理機 購入補助について

▼対象者

- ①町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ②町内で設置し、維持管理のできる方
- ③生ごみ電動処理機から排出される堆肥化物を処理できる方

▼対象基数

生ごみ電動処理機
1世帯につき1基

※過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合が対象となります。
※補助については予算の範囲内によるものとします。

▼申請方法

印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

①補助金額は購入費の半額（1000円未満切捨）とし、3万円を上限とします。

②補助金交付決定後30日以内に、町指定販売店で購入してください。

■問い合わせ 環境課

☎893-11160

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ 国民健康保険被保険者の方は 70歳になると自己負担割合が 変わります

国民健康保険被保険者の方で、平成26年4月2日以降に70歳になった方は翌月の1日（1日が誕生日の方は月の初日）から、医療機関にかかるときの自己負担割合が3割から2割に変わります。（現役並み所得者を除く。）

対象者には、自己負担割合が記載された高齢受給者証を送付します。保険証だけでは自己負担割合が確認できませんので、医療機関で受診されるときは高齢受給者証と保険証の両方を提示してください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

お知らせ くらしの悩みごと相談所

人権擁護委員が、地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けする「くらしの悩みごと相談所」を開催します。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にお越しください。

▼日時

12月8日（火）

10時～12時、

13時～16時

（相談受付は15時30分まで）

※事前予約は不要です。

▼会場

高知よさこい咲都合同庁舎

9階会議室

（高知市栄田町2-2-10）

▼相談担当者

弁護士資格・司法書士資格

を有する人権擁護委員

▼相談内容

くらしの法律相談、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DVなど、家庭及び近隣関係などにおける法律・人権問題に関するあらゆる相談

■問い合わせ

高知地方務局人権擁護課

☎822-13503

お知らせ 12月4日から10日 までは人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

総務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。高知地方務局では、「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごとなど、人権に関する

ご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

▼特設人権相談所

あったかふれあいセンター（すこやかセンター伊野内）

▼日時

12月4日（金）

10時～15時

お知らせ 四国一斉12時間電話相談

高知地方務局と高知県人権擁護委員連合会では、次のおり12時間電話相談を実施します。相談料は無料で、秘密は厳守します。

▼日時

12月4日（金）

9時～21時

▼電話番号

☎0120-459-737

（フリーダイヤル）

▼取扱内容

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DVなど、家庭及び近隣関係などにおける人権問題に関する相談

■問い合わせ

高知地方務局人権擁護課

☎822-13503